

盛土規制法に関する説明会

次第

日 時：令和7年2月14日（金）

14：00～16：00

場 所：ソフトピアジャパン セミナーホール

1 開会挨拶

2 説明事項

- （1）宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）の概要
- （2）盛土規制法に基づく規制区域の指定について
- （3）盛土規制法の規制対象について
- （4）申請手続きについて
- （5）技術的基準について
- （6）その他
 - ・岐阜市内における盛土等について（盛土規制法）
 - ・開発許可事務の手引きの改正について
 - ・危険な盛土等の情報提供等

3 閉会

盛土規制法に関する説明会

岐阜県 都市建築部 建築指導課 盛土規制係

はじめに

- 本県では、令和7年4月1日に規制区域を指定するとともに、盛土規制法の運用を開始するための準備を進めています。
- 今回の説明会は、各業界の関係者や県民の皆様等に盛土規制法を広く周知させていただくことを目的としています。よって、盛土規制法の「概要」・「許可の手続き」・「技術的基準」等を中心に要点を絞って説明させていただきます。
- 説明内容は、現時点での内容となっており、今後、運用開始までに変更する可能性があります。
- 盛土規制法に関する最新の情報や詳細な内容は、県建築指導課ホームページに随時掲載していますので、ご確認ください。
- これから説明する内容は、中核市(岐阜市)を除く、県内の運用に関するものです。岐阜市の運用に関しましては、後ほど説明します。

次第

(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）の概要

資料 1

(2) 盛土規制法に基づく規制区域の指定について

資料 2

(3) 盛土規制法の規制対象について

資料 3

(4) 申請手続きについて

資料 4

(5) 技術的基準について

資料 5

(6) その他

・ 岐阜市内における盛土等について（盛土規制法）

資料 6 - 1

・ 開発許可事務の手引きの改正について

資料 6 - 2

・ 危険な盛土等の情報提供等

資料 6 - 3

宅地造成及び特定盛土等規制法 (通称：盛土規制法) の概要

岐阜県 都市建築部 建築指導課 盛土規制係

法の目的・背景

名 称

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）

目 的

危険な盛土等による災害防止のために必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図る。

背 景

令和3年に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、「宅地造成等規制法」が抜本的に改正され、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制することとなった。



R3.7 静岡県熱海市 死者28名、住宅被害98棟

法の概要

1 スキマのない規制

規制区域

○宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定**

規制対象

○**農地・森林の造成や土石の一時的な堆積も含め**、規制区域内で行う盛土等が許可・届出の対象

2 盛土等の安全性の確保

許可基準

○盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**

中間検査 完了検査

○許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、①**施工状況の定期報告**、②**施工中の中間検査**、③**工事完了時の完了検査**を実施

3 責任の所在の明確化

管理責任

○盛土等が行われた土地について、**土地所有者等※が安全な状態に維持する責務を有する**

監督処分

○土地所有者等※だけでなく、**原因行為者に対しても是正措置等を命令できる**

※土地所有者等：土地の所有者、管理者、占有者

4 実効性のある罰則の措置

罰 則

○罰則が抑止力として十分機能するよう懲役刑や罰金刑の水準を強化
(最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下)

(参考) 旧法（宅地造成等規制法）との比較

内 容	宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等規制法 (旧法)
規制区域	宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域 →盛土等により人家等に被害を及ぼしうるエリアを指定	宅地造成工事規制区域 →主に丘陵地にある市街地（又は市街地になりうる土地）を指定 ※岐阜県：岐阜市、多治見市、土岐市の一部
規制対象行為	全ての土地形状変更 ・宅地造成工事 ・宅地造成以外（農地等）を目的とする盛土・切土 ・土捨て行為や一時的堆積	宅地造成工事（宅地を造成する工事）のみ ※宅地造成工事以外は規制対象ではない
検査・報告	定期報告、中間検査、完了検査 ※開発許可をもって盛土規制法の許可とみなされる場合も、盛土規制法上の手続き（定期報告、中間検査等）が必要	完了検査
手続・審査事項	<ul style="list-style-type: none"> ・災害防止のための安全基準に適合すること ・周辺住民に対し、工事内容を周知していること ・工事主が必要な資力・信用を有すること ・工事施行者が必要な能力を有すること ・土地の所有者等全員の同意を得ていること ※別途、許可後の工事主の氏名、盛土等が行われる土地の所在地等が公表されます	災害防止のための安全基準に適合すること

盛土規制法に基づく 規制区域の指定について

岐阜県 都市建築部 建築指導課 盛土規制係

盛土規制法で指定される規制区域

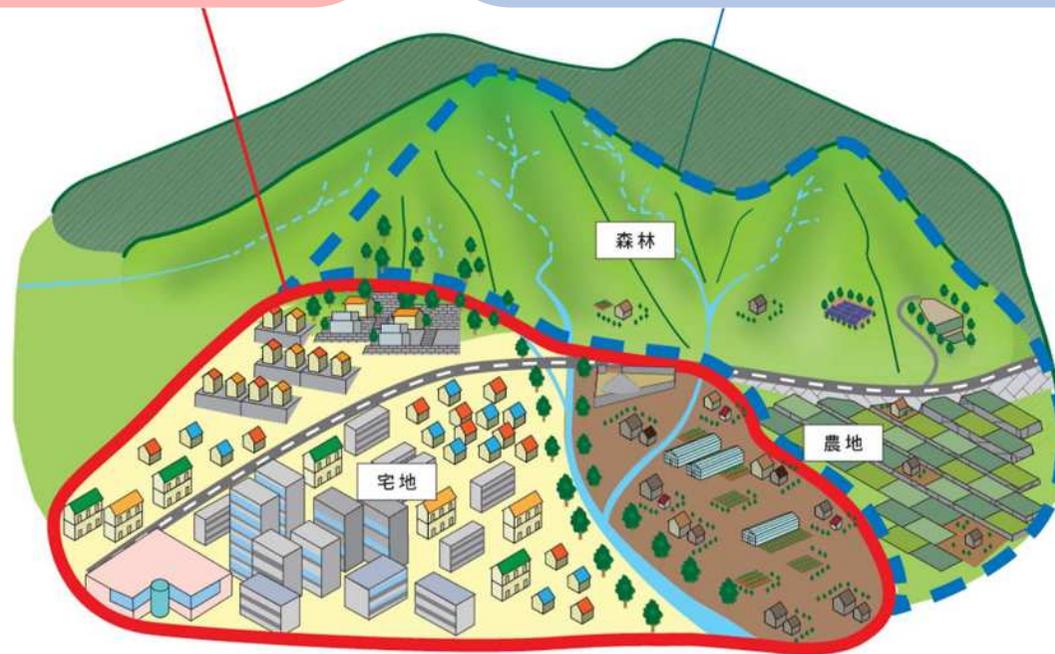
宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

- 都市計画区域
- 現に宅地造成が行われている区域
又は今後宅地造成が行われると予想される区域

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリア等



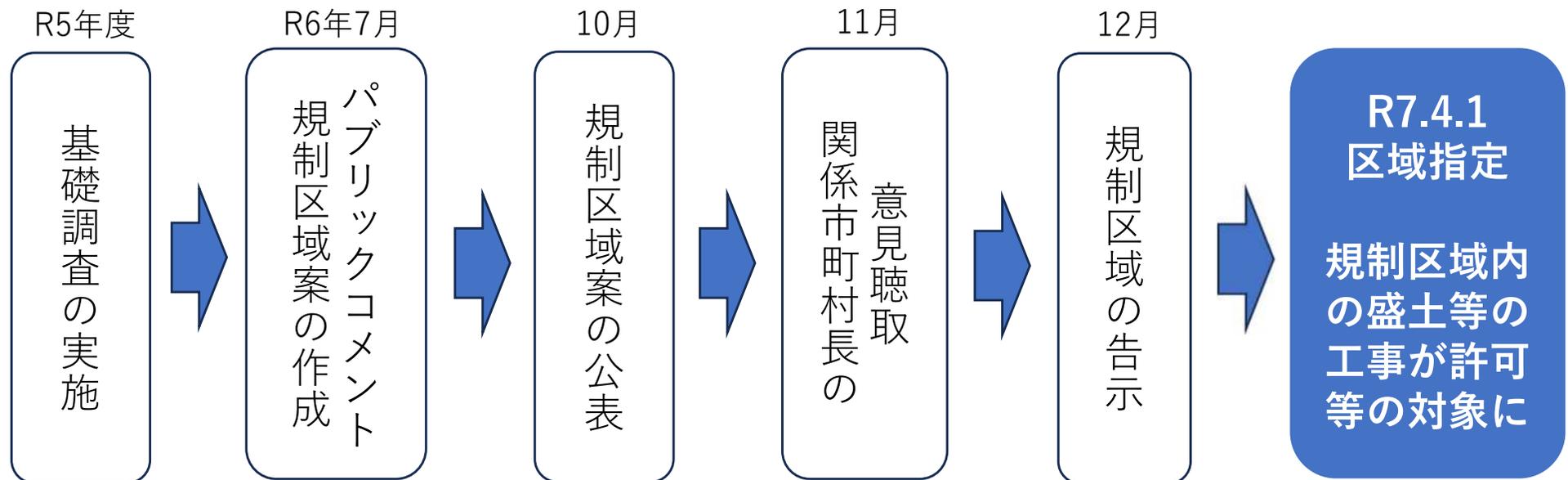
盛土規制法パンフレットより

区域指定の流れ

規制区域は、都道府県知事等※が地域の地形・地質等に関する基礎調査の結果を踏まえ、関係市町村の意見を聴いた上で決定する。

※県の他に中核市（岐阜市）も区域指定の法定権限を有する

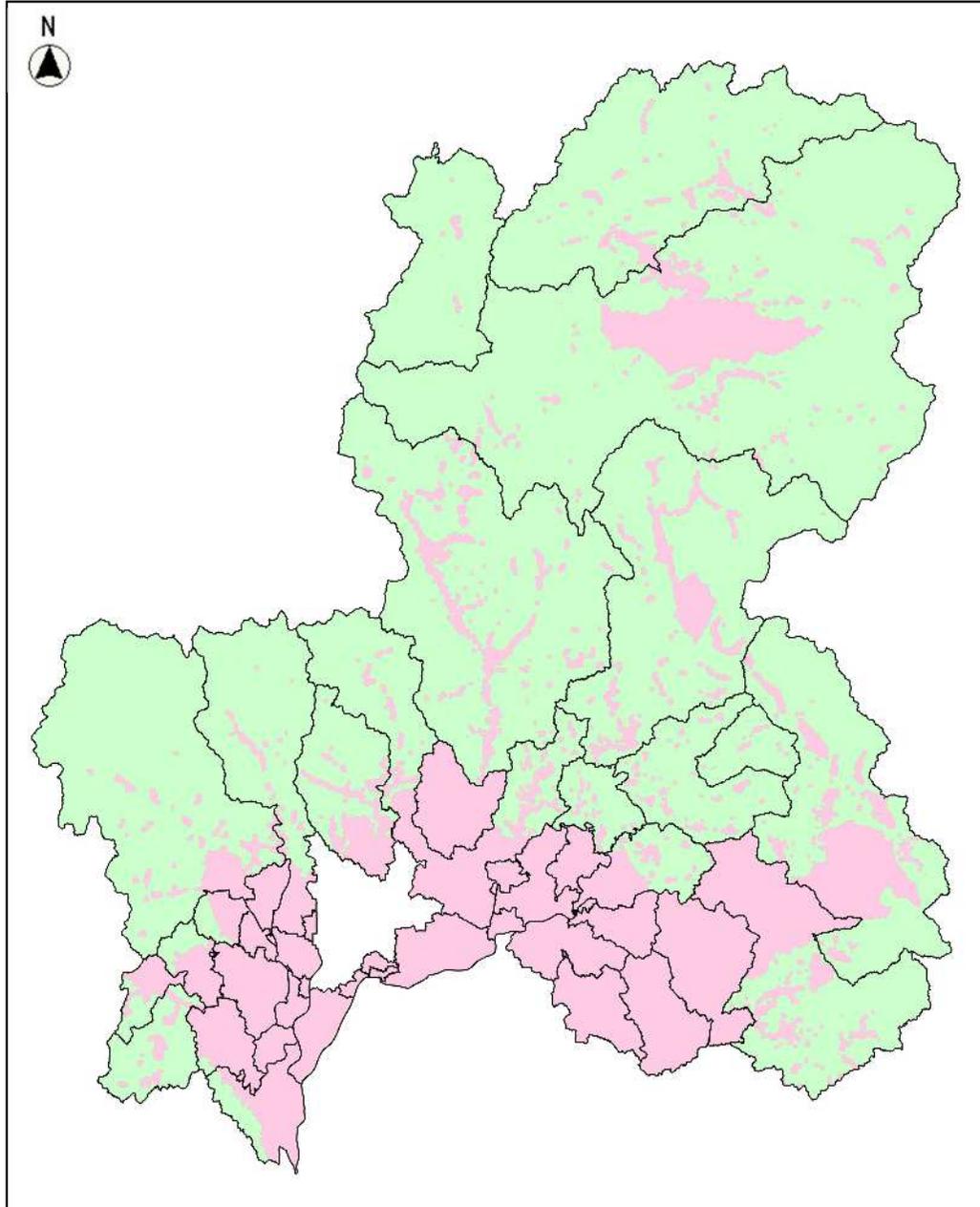
<岐阜県の対応>



基礎調査実施要領（抜粋）

- 盛土等に伴う災害から人命を守るため、速やかに区域指定に必要な調査を実施する必要がある。
- リスクのあるエリアは、できる限り広く規制区域とすることが重要。

岐阜県 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域 (岐阜市を除く)



詳細は、建築指導課ホームページをご確認ください。
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/359943.html>)



宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

盛土規制法の規制対象について

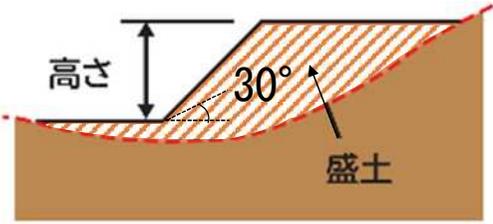
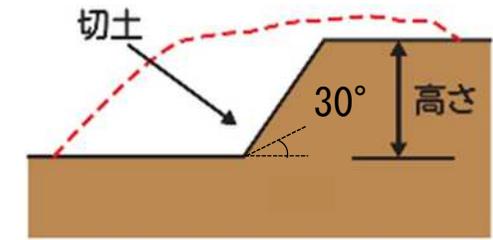
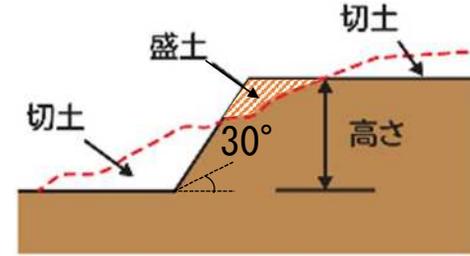
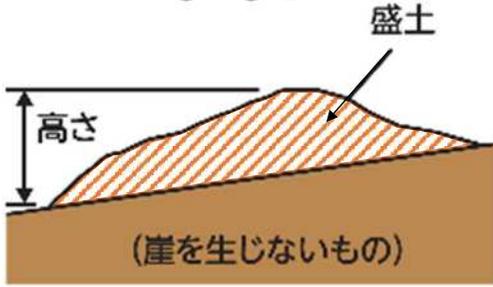
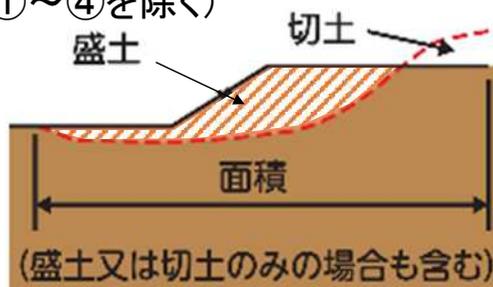
岐阜県 都市建築部 建築指導課 盛土規制係

規制対象となる盛土等の規模

宅地造成又は特定盛土等

赤文字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

<p>①</p> <p>盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの</p> 	<p>②</p> <p>切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの</p> 	<p>③</p> <p>盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)</p> 
<p>④</p> <p>盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)</p> 	<p>⑤</p> <p>盛土又は切土をする土地の面積が 500m²超 3,000m²超 かつ標高差が30cm超となるもの (①~④を除く)</p> 	<p>備考</p> <p>【用語の解説】 崖：地表面が水平面に対し30度を 超える角度をなす土地で、 硬岩盤(風化の著しいものを 除く)以外のもの</p> <p>【用途例】 住宅地、残土処分場、太陽光発電 施設、駐車場、資材置場、農地等</p>

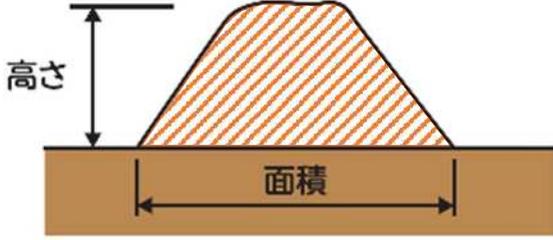
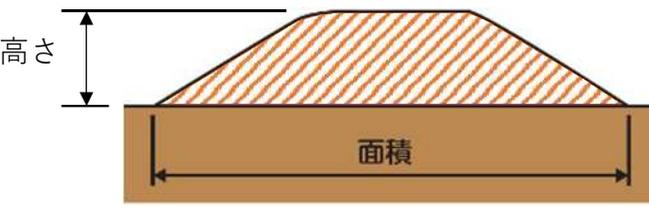
※特定盛土等規制区域において、赤文字の規模は許可対象ではありませんが、届出対象となります。

規制対象となる盛土等の規模

土石の堆積

赤文字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

①	②
<p>最大時に堆積する高さが 2m超 5m超</p> <p>かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの</p> 	<p>最大時に堆積する標高差30cm超かつ面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①を除く)</p> 
<h3>備考</h3>	
<p>【用語の解説】 土石の堆積: 土石を積み重ねたもの(一定期間(5年以内)の経過後に当該土石を除却するものに限る。) 土石: 土砂若しくは岩石又はこれらの混合物 土砂: 次のアからオまでにいずれかに該当するもの ア. 土(地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土) イ. 石(地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル以上のもの)を破碎等により土と同等の性状にしたもの ウ. 土に有機物が混入したもの エ. 土に性状改良材(セメント、石灰等)を混合等したもの オ. 資源有効利用促進法に規定される建設廃棄物等の建設副産物(コンクリートの塊等)を土と同等の性状にしたもの</p> <p>【用途例】 スtockヤードにおける仮置き、工事現場外における仮置き、土石に該当する製品等の仮置き等</p>	

※特定盛土等規制区域において、赤文字の規模は許可対象ではありませんが、届出対象となります。

規制対象行為と必要な手続きの一覧

(※) 特定工程(中間検査の対象工程)を含む場合に限る。

区域	行為	届出	許可	中間検査(※)	定期報告	完了検査
宅地造成等工事規制区域	土地の形質変更 (盛土・切土)	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①②を除く) ④盛土で高さ2m超(①③を除く) ⑤盛土又は切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①②を除く) ④盛土で高さ5m超(①③を除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	同左	許可対象全て
	一時的な土石の堆積		①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積 500㎡超	—	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積 3,000㎡超	許可対象全て
特定盛土等規制区域	土地の形質変更 (盛土・切土)	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①②を除く) ④盛土で高さ2m超(①③を除く) ⑤盛土又は切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①②を除く) ④盛土で高さ5m超(①③を除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	許可対象全て	許可対象全て	許可対象全て
	一時的な土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積 500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積 3,000㎡超	—	許可対象全て	許可対象全て

許可の特例

- ①国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事(許可権者)との協議が成立することをもって、盛土規制法の許可があったものとみなす。

➡ 協議の流れは、許可の流れに準ずる。

- ②規制区域の指定後に都市計画法第29条第1項又は第2項の許可(開発許可)を受けた場合は、盛土規制法の許可を受けたものとみなす。

➡ いわゆる「みなし許可」と取り扱い、盛土規制法の一部規定の適用を受ける。
(詳細は後述)

許可を要しない工事

(1) 公共施設用地における工事

公共施設用地：道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地

< 政令で定める施設 >

- ・砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に規定する防衛施設
- ・国又は地方公共団体が管理する次の施設：
学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

※公共施設用地には、現に公共施設が存在する土地に加え、公共施設の用に供されることが決定している土地を含む。

許可を要しない工事

(2) 災害の発生のおそれがないと認められる工事

○以下の法令の規定により受けた許可等に基づいて行われる工事

- ・鉱山保安法に基づく鉱物の採取(鉱業上使用する特定施設の設置の工事等)
- ・鉱業法に基づく鉱物の採取(許可を受けた施業案の実施に係る工事)
- ・採石法に基づく岩石の採取(許可を受けた採取計画に係る工事)
- ・砂利採取法に基づく砂利の採取(許可を受けた採取計画に係る工事)
- ・土地改良法に基づく土地改良事業(農業用用水排水施設の新設等)等
- ・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
- ・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等
- ・土壤汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等
- ・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分

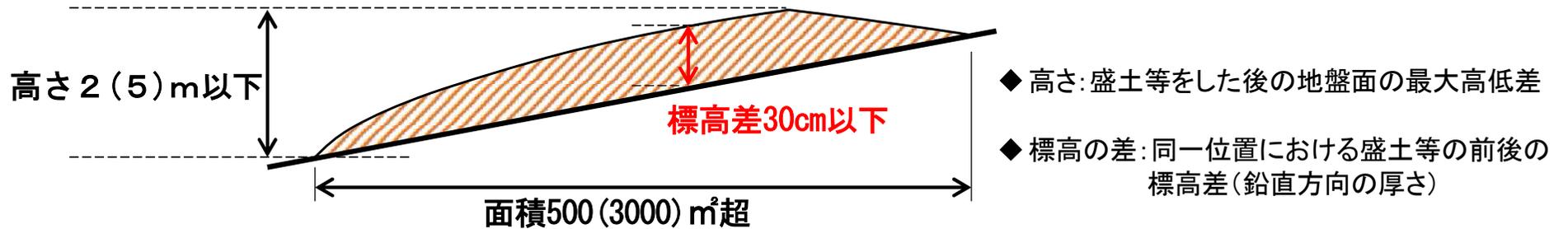
○森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事

○国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事

許可を要しない工事

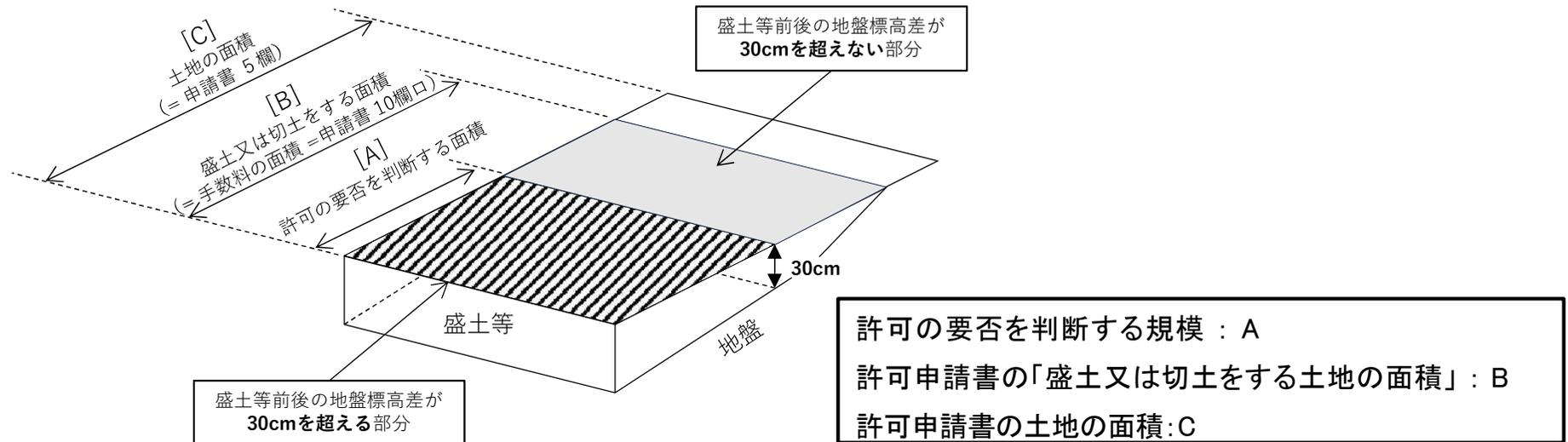
(2) 災害の発生のおそれがないと認められる工事

○高さ2(5)m以下かつ面積500(3000)m²超の盛土又は切土であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が30cmを超えないもの ※()内の数値は特定盛土等規制区域の場合



<補足>

本県では、標高差が30cmを超える部分の面積が規制対象規模(宅地造成等工事規制区域: 500m²)を超える場合に許可が必要と判断する。なお、この場合、許可申請書の「盛土又は切土をする土地の面積」には30cmを超えない部分も含む。

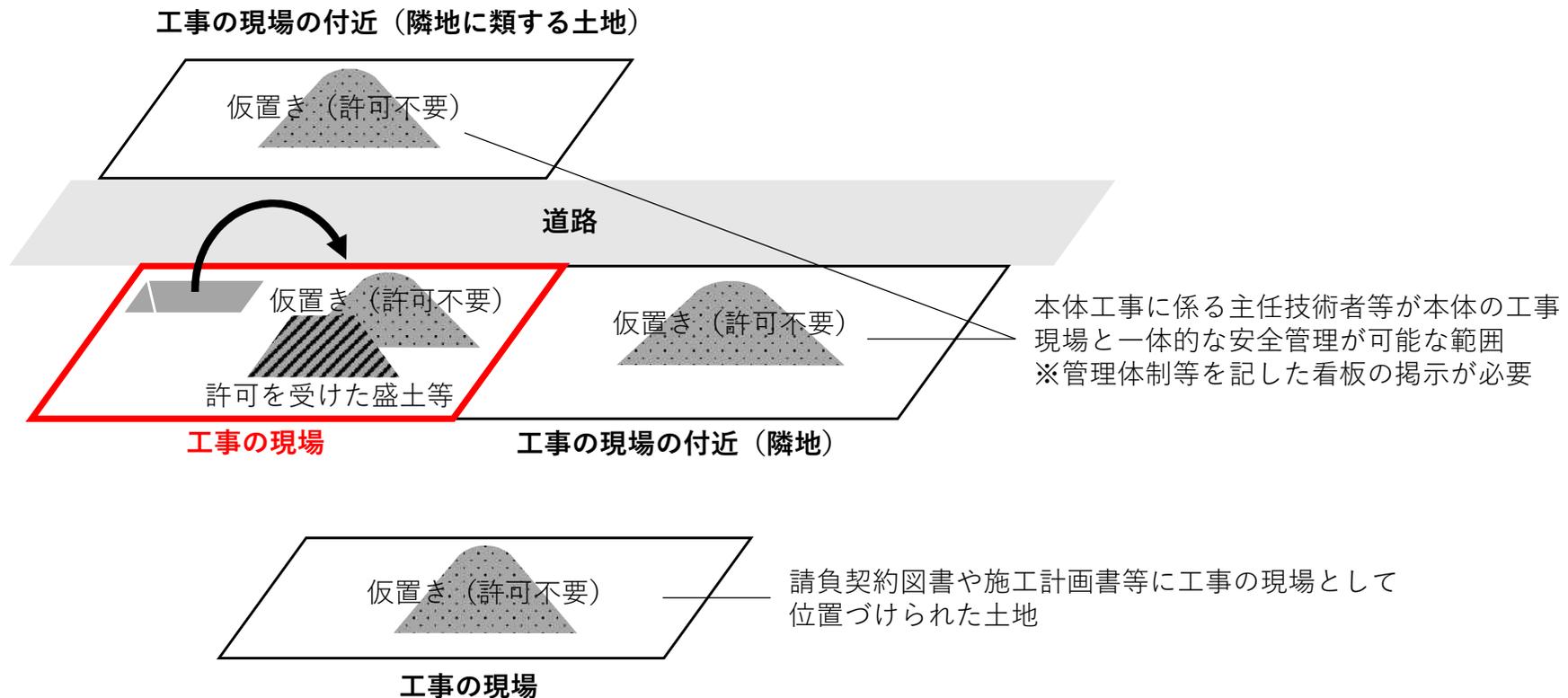


許可を要しない工事

(2) 災害の発生のおそれがないと認められる工事

○ 次のいずれかに該当する土石の堆積

- ・ 土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの
- ・ 土石の堆積を行う土地の地盤面と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないもの
- ・ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は発生した土石を当該工事の現場又は工事の現場の付近に一時的に堆積するもの



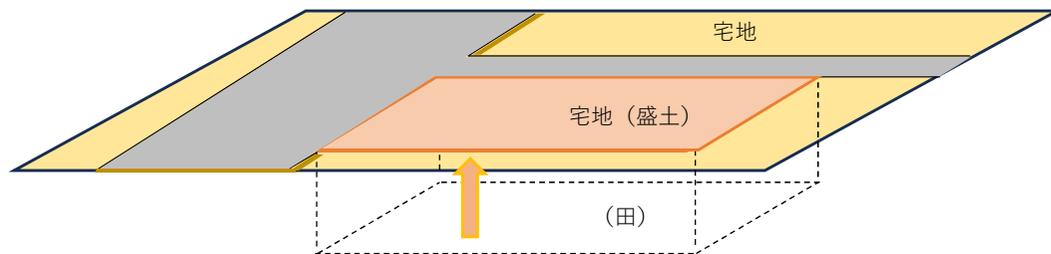
許可を要しない工事

(3) その他法の対象外となる行為(宅地造成等の定義から外れるもの)

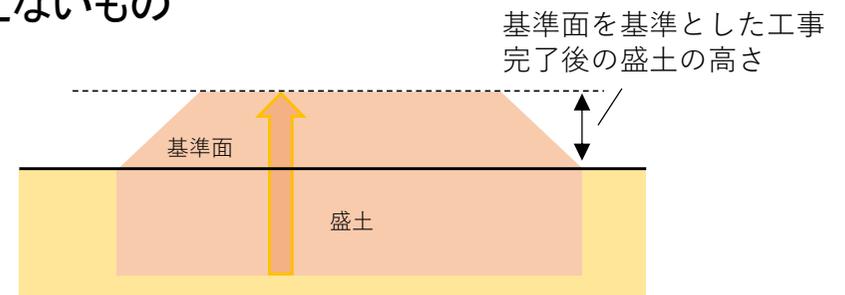
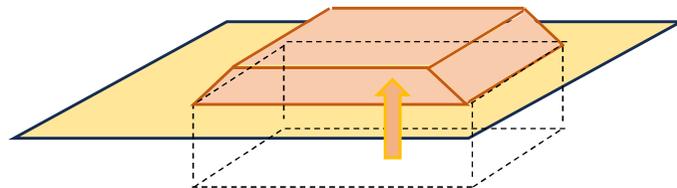
○農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為

通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であって、その前後の土地の地盤面の標高差が30cmを超えないもの

○四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にするもの



○窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行って平坦にした面(基準面)を基準として、工事完了後の盛土との高さや面積が規制対象規模を超えないもの



許可を要しない工事

(4) 規制区域指定の際に既に行われている工事

・盛土規制法に基づく規制区域の指定前に着手(※)し、指定日時点で工事中のものは、許可不要となるが、指定日から21日以内に届出を行う必要がある。

・ただし、次のものは、届出も不要となる。

①旧法の規制区域内において、旧法に基づく許可(宅造許可)を受けたもの

②旧法の規制区域内において、都市計画法に基づく許可(開発許可)を受けたもの

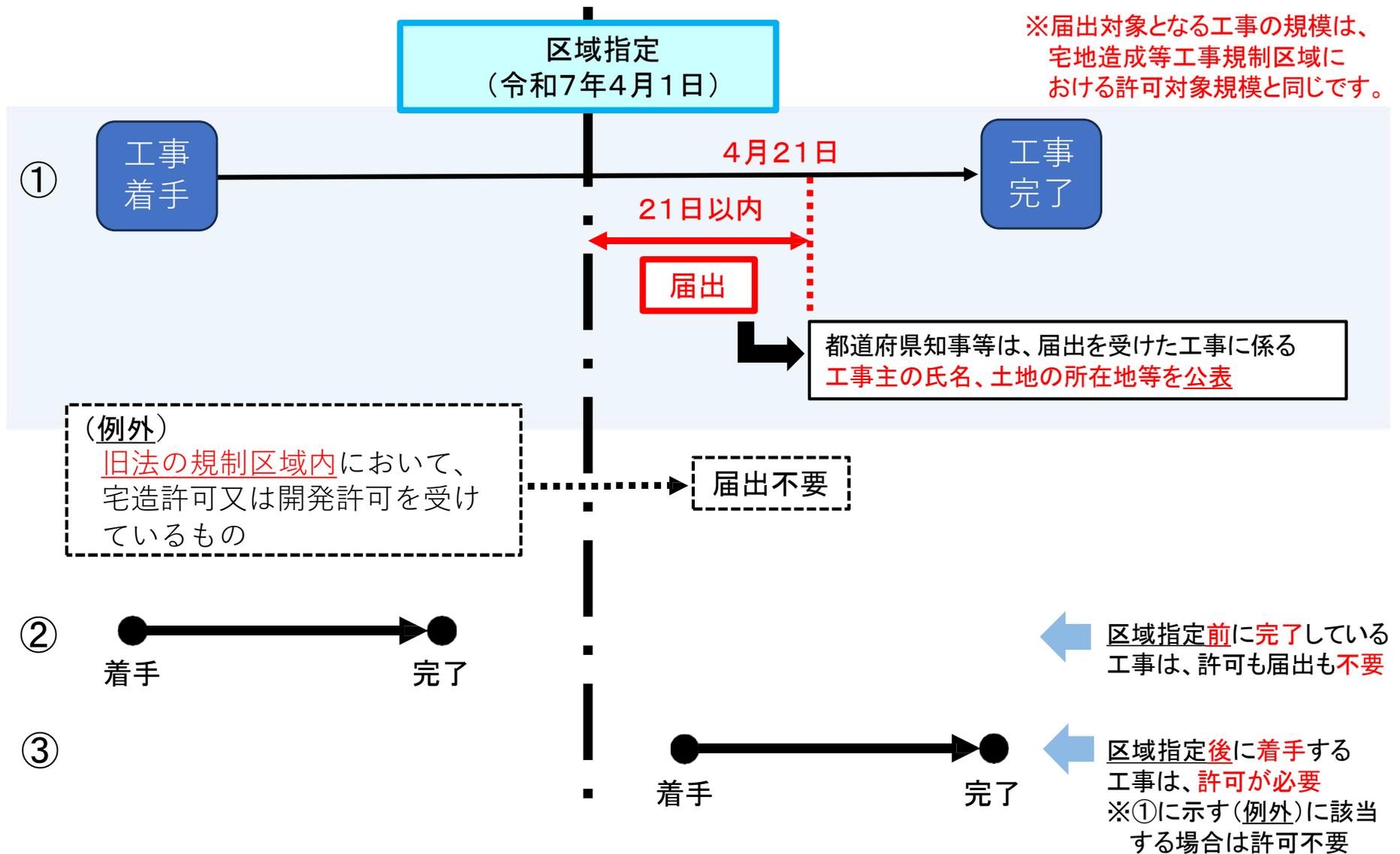
➡引き続き、旧法又は都市計画法に基づいて、必要な手続きを行うこと。

※「着手」の考え方

工事現場において設計図書と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質変更又は土石の堆積が行われた時点とする。

(工事請負契約や資材の購入の時点ではないことに注意)

区域指定の際に既に行われている工事の届出



※一定規模以上の工事の場合、届出書には、当該工事に係る写真及び図面(位置図、地形図、土地の平面図)の添付が必要となる。

規制区域の指定日前後の許可手続き等の取扱い

旧宅造法※1に基づく規制区域	旧宅造法※1の許可(宅造許可)又は都市計画法の開発許可(開発許可)の状況	規制開始前の工事着手状況※2	盛土規制法の許可等
規制区域外	宅造許可・開発許可の対象外	着手済み	R7.4.21までに届出が必要
	盛土規制法に基づく規制開始前(R7.3.31)の時点で開発許可を取得済み	着手済み	R7.4.21までに届出が必要
		未着手	許可等が必要
	盛土規制法に基づく規制開始後(R7.4.1)に開発許可を取得	未着手	不要※3
規制区域内 (多治見市と土岐市の各一部)	宅造許可・開発許可の対象外	着手済み	R7.4.21までに届出が必要
	盛土規制法に基づく規制開始前(R7.3.31)の時点で宅造許可を取得済み	着手済み 未着手	不要
	盛土規制法に基づく規制開始(R7.4.1)時点で宅造許可を申請中(未許可)	未着手	許可等が必要
	盛土規制法に基づく規制開始前(R7.3.31)の時点で開発許可を取得済み	着手済み 未着手	不要
	盛土規制法に基づく規制開始後(R7.4.1)に開発許可を取得	未着手	不要※3

※1) 宅地造成等規制法(盛土規制法に改正する前の法令)

※2) 工事現場における地盤の掘削など「土地の形質の変更」や「土石の堆積」が行われた状態であり、請負契約の締結や資材の搬入等は「工事着手」とみなしません。

※3 盛土規制法の許可を受けたものとみなされるため、中間検査や定期報告等が必要となります。

申請手続きについて

岐阜県 都市建築部 建築指導課 盛土規制係

工事完了までの流れ

旧法と比較して新規で追加される手続き

許可申請前

土地所有者等の同意

- 盛土等を行う土地の所有者等の全員の同意（許可要件）

周辺住民への事前周知

- 周辺地域の住民に対し、説明会の開催等により工事の内容を周知

許可申請

許可基準への適合

- （許可基準）
- 災害防止のための安全基準に適合すること
 - 工事主が必要な資力・信用を有すること
 - 工事施行者が必要な能力を有すること
 - 土地の所有者等全員の同意を得ていること

赤字：旧法と比較して新規で追加される規定

都道府県知事等の許可

※都道府県知事等は、工事主の氏名、盛土等が行われる土地の所在地等を公表

工事着手

現場での標識掲出(※)

- 工事現場の見やすい場所に、当該工事に係る許可を受けている旨の表示

（計画変更）
→後述

定期報告(※)

- 工事の施行状況について、3ヶ月ごとに報告（例：盛土・切土の量、土石の堆積量）
【一定規模以上の盛土・切土、一時堆積に適用】

中間検査(※)

- 工事完了後に確認困難となる工程について、現地検査（対象：地下水排除工の設置）
【一定規模以上の盛土・切土に適用】

工事完了

完了検査

- 安全基準への適合について現地検査（例：盛土の形状、擁壁の強度等）

※都市計画法に基づく開発許可の対象である場合は、都市計画法により手続きが行われるが、上記の標識掲出、定期報告、中間検査は適用される(みなし許可)

許可申請前 周辺住民への事前周知

◆周知の方法

次の①から③までのいずれかによること。

①説明会の開催

②書面の配布

③工事を行う土地又はその周辺での掲示＋インターネットを利用した周知

※ただし、政令第7条第2項第2号に規定する土地(溪流等)において高さが15mを超える盛土を行う場合は、①説明会の開催が必須。

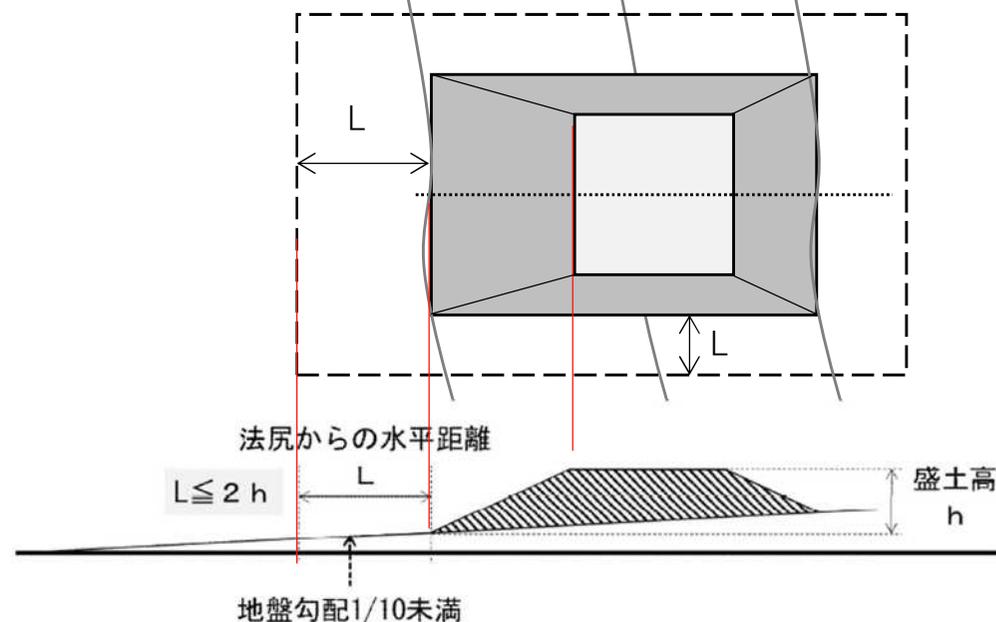
◆周知の内容

区分	項目
土地の形質変更	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定年月日及び完了予定日 ⑤盛土又は切土の高さ ⑥盛土又は切土をする土地の面積 ⑦盛土又は切土の土量
土石の堆積	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定年月日及び完了予定日 ⑤土石の堆積の最大堆積高さ ⑥土石の堆積をする土地の面積 ⑦土石の堆積の最大堆積土量

◆周知を行う範囲の考え方

【平地(地盤勾配1/10未満)における盛土の例】

盛土の境界(のり尻)から盛土の高さhに対して水平距離2h以内の範囲



許可申請 担当窓口

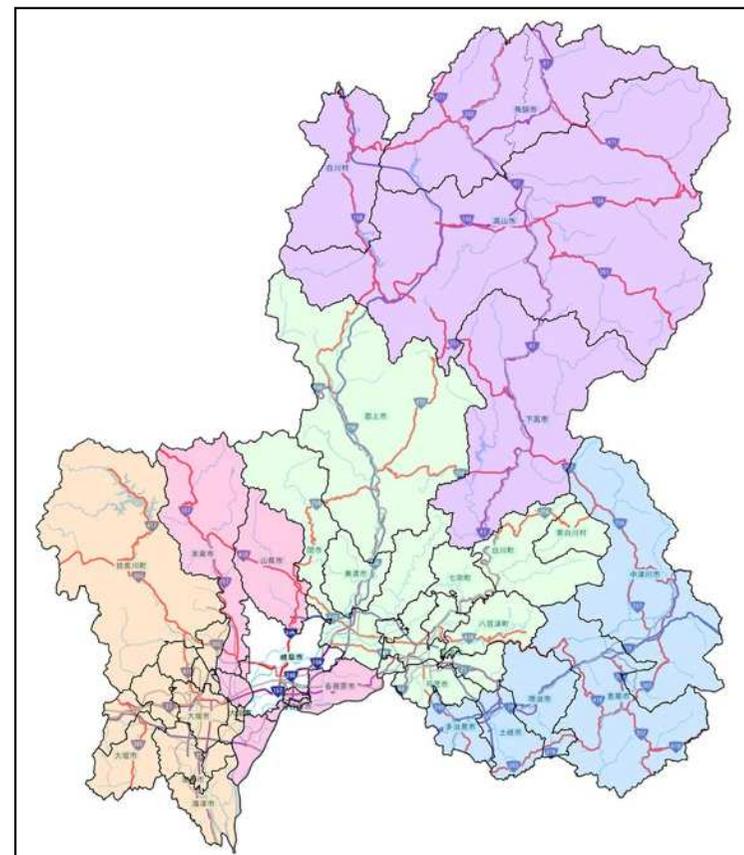
原則、電子申請とします。なお、電子申請が困難な場合は、書類での申請も可能です。
 なお、審査担当窓口(許可権者)と検査担当窓口(検査者)は異なりますので、ご注意ください。

○審査担当窓口（許可権者）

窓 口	連絡先
建築指導課 盛土規制係	住所: 岐阜市藪田南2-1-1 県庁11階 電話: 058-272-8631

○中間・完了検査、定期報告の申請窓口（検査者）

窓 口	所 管 区 域	連絡先
建築指導課 盛土規制係	岐阜地区 各務原市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡	住所: 岐阜市藪田南2-1-1 県庁11階 電話: 058-272-8631
岐阜・西濃 建築事務所	西濃地区 大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡	住所: 大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎内 電話: 0584-73-1111
中濃 建築事務所	中濃地区 可児市、関市、美濃市、美濃加茂市、郡上市、加茂郡、可児郡	住所: 美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂総合庁舎 電話: 0574-25-3111
東濃 建築事務所	東濃地区 多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市	住所: 多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎 電話: 0572-23-1111
飛騨 建築事務所	飛騨地区 高山市、飛騨市、下呂市、大野郡	住所: 高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎 電話: 0577-33-1111

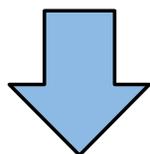


※みなし許可での中間検査、定期報告等については、書類申請となります。（⇒P44）

許可申請 手続きの流れ

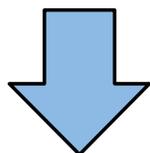
<電子申請>

①Logoフォームにて申請(1部提出)

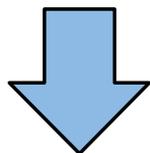


②審査担当窓口(建築指導課(予定))にて審査

※差し替えや追記修正を行う場合は、メール等に対応



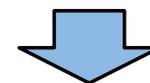
③許可証の交付



④工事着手

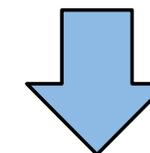
<書類申請>

①建築指導課又は現地の建築事務所へ申請書を提出
(原則3部提出(岐阜地区は2部))

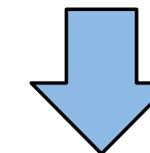


②審査担当窓口(同左)にて審査

※差し替えや追記修正を行う場合は、原則建築指導課が窓口



③許可証の交付



④工事着手

盛土、切土または土石の堆積をする土地の面積	手数料の額（円）	
	盛土、切土の場合	土石の堆積の場合
5 0 0 m ² 以内	1 6,0 0 0	1 1,0 0 0
5 0 0 m ² を超え 1,0 0 0 m ² 以内	2 8,0 0 0	1 4,0 0 0
1,0 0 0 m ² を超え 2,0 0 0 m ² 以内	3 9,0 0 0	1 6,0 0 0
2,0 0 0 m ² を超え 3,0 0 0 m ² 以内	5 7,0 0 0	2 0,0 0 0
3,0 0 0 m ² を超え 5,0 0 0 m ² 以内	6 6,0 0 0	2 8,0 0 0
5,0 0 0 m ² を超え 1 0,0 0 0 m ² 以内	9 0,0 0 0	3 2,0 0 0
1 0,0 0 0 m ² を超え 2 0,0 0 0 m ² 以内	1 4 0,0 0 0	3 8,0 0 0
2 0,0 0 0 m ² を超え 4 0,0 0 0 m ² 以内	2 2 0,0 0 0	5 3,0 0 0
4 0,0 0 0 m ² を超え 7 0,0 0 0 m ² 以内	3 5 0,0 0 0	7 2,0 0 0
7 0,0 0 0 m ² を超え 1 0 0,0 0 0 m ² 以内	4 9 0,0 0 0	1 1 0,0 0 0
1 0 0,0 0 0 m ² 超	6 3 0,0 0 0	1 3 0,0 0 0

許可申請に係る工事が中間検査の対象工事である場合は、下記に示す中間検査の申請手数料が別途必要になります（みなし許可となる開発許可で中間検査を受ける場合にも必要）。

盛土または切土をする土地の面積	手数料の額（円）
5 0 0 m ² 以内	2,9 0 0
5 0 0 m ² を超え 1,0 0 0 m ² 以内	2,9 0 0
1,0 0 0 m ² を超え 2,0 0 0 m ² 以内	3,4 0 0
2,0 0 0 m ² を超え 3,0 0 0 m ² 以内	4,0 0 0
3,0 0 0 m ² を超え 5,0 0 0 m ² 以内	5,7 0 0
5,0 0 0 m ² を超え 1 0,0 0 0 m ² 以内	5,7 0 0
1 0,0 0 0 m ² を超え 2 0,0 0 0 m ² 以内	5,7 0 0
2 0,0 0 0 m ² を超え 4 0,0 0 0 m ² 以内	1 1,0 0 0
4 0,0 0 0 m ² を超え 7 0,0 0 0 m ² 以内	2 3,0 0 0
7 0,0 0 0 m ² を超え 1 0 0,0 0 0 m ² 以内	4 0,0 0 0
1 0 0,0 0 0 m ² 超	5 7,0 0 0

【変更許可申請】

変更にかかる手数料は、下記に掲げる額を合算した額とする。ただし、その額が盛土、切土の場合は630,000円、土石の堆積の場合は130,000円を限度額とする。

- (1) 工事の設計変更..... 盛土、切土または土石の堆積をする土地の面積に応じ (P30) に規定する額の1/10
- (2) 新たな土地編入にかかる工事の設計の変更..... 追加する土地の面積に応じて (P30) に規定する額
- (3) その他の変更..... 10,000円

【適合証明書交付手数料】

350円

許可申請

申請書の記載上の留意事項

宅地造成又は特定盛土等の例

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第12条第1項〕 〔第30条第1項〕の規定により、許可を 申請します。		※手数料欄	
年 月 日		殿	
申請者 氏名			
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事着手前の土地利用状況		
7	工事完了後の土地利用		
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土	
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無	
イ	盛土又は切土の高さ	メートル	
	盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル	
ハ	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル
		切土	立方メートル
ニ	擁壁	番号	構造
		高さ	延長
ホ	崖面崩壊防止施設	番号	種類
		高さ	延長
ヘ	排水施設	番号	種類
		内法寸法	延長
		センチ	メートル
		メートル	
ト	崖面の保護の方法		
チ	崖面以外の地表面 の保護の方法		

資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、資格を有することを証する書類を申請書に添付。

工事の請負人または請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載。

申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載。
代表地点の緯度経度は、申請地の中心地点を基本とする。

「4」の欄の土地の総面積を記載。

宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するものを記載。

宅地、農地等のうち該当するもの及び建築物等の建築の有無等の具体的な内容を記載。

次の分類から選択（複数選択可）。
 (ア) 平地盛土：勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 (イ) 腹付け盛土：勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 (ウ) 谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土

「5」の欄の面積のうち、実際に盛土又は切土をしようとする部分の面積を記載。

記載欄にすべて記載できない場合は、別紙に記載すること。

他の法令による許可、認可等を要する場合、その許可、認可等の手続きの状況を記載。

※土石の堆積に係る申請についても上記に準ずる

リ	工事中の危害防止のための措置		
ル	又その他の措置		
ヲ	工事着手予定年月日	年 月 日	
ヲ	工事完了予定年月日	年 月 日	
ヲ	工程の概要		
11	その他必要な事項		
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
		年 月 日	
		第 号	
	係員氏名		係員氏名

○印を
認可等

(1) 設計者の資格

宅地造成等に関する工事が、次のいずれかに該当している場合は、設計者が資格を有していることが必要

- ①高さが5mを超える擁壁を設置する場合
- ②盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地において排水施設を設置する場合

◆設計者の資格

法令で定める設計者の資格は以下のとおり。

- ア. 大学の土木・建築課程を卒業後、2年以上の実務経験を有する者
- イ. 短期大学(3年制)(専門職大学の前期課程を含む)の土木・建築課程を卒業後、3年以上の実務経験を有する者
- ウ. 短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、4年以上の実務経験を有する者
- エ. 高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、7年以上の実務経験を有する者
- オ. 大学院等で土木・建築関係を1年以上専攻した後、1年以上の実務経験を有する者
- カ. 技術士(建設部門、農業部門(選択科目「農業農村工学」限る。)、森林部門(選択科目「森林土木」に限る。))又は水産部門(選択科目「水産土木」に限る。))
- キ. 一級建築士
- ク. 土木・建築の技術に関し、10年以上の実務経験を有するもので、国土交通大臣の認定する講習を終了した者
- ケ. 上記以外で主務大臣が政令第22条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

(2) 工事主の資力・信用

工事主の資力: 工事主が工事を完成するために必要な資力を有していることを確認

工事主の信用: 工事主が工事を行うために必要な信用を有していることを確認

◆申請時に提出が必要となる書類

工事主が個人の場合	工事主が法人の場合
<ul style="list-style-type: none">・資金計画書・暴力団等に該当しない旨の誓約書・住民票又は個人番号カードの写し・直前3年間の所得税の納税証明書	<ul style="list-style-type: none">・資金計画書・暴力団等に該当しない旨の誓約書・法人の登記事項証明書・役員(※)の住民票又は個人番号カードの写し・直前3年間の法人税の納税証明書

(※)「役員」の範囲は、取締役、会計参与及び監査役とする。

(3) 工事施行者の工事完成能力

工事施行者が工事を完成するために必要な能力を有していることを確認

◆申請時に提出が必要となる書類

- ・事業経歴書
- ・法人の登記事項証明書(個人の場合は住民票又は個人番号カードの写し)
- ・建設業の許可証明書

(4) 土地所有者等の同意

工事主が許可申請前に、土地の所有者等の全員の同意を取得していることを確認

※土地の所有者等

申請区域内の土地について以下の権利を有する者

【対象となる権利】

所有権、地上権、質権、賃借権、使用賃借権、使用収益権

（ なお、以下の権利については同意確認の対象外 ）

- ・ 抵当権、根抵当権、先取特権等の担保物権
- ・ 建築物又は工作物のみに係る権利

※適用除外

次のいずれかの事業の施行に伴う工事の場合は、同意の取得に関する審査を省略

- ① 土地区画整理法に規定する土地区画整理事業
- ② 土地収用法の規定による告示に係る事業
- ③ 都市再開発法に規定する第一種市街地再開発事業
- ④ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に規定する住宅街区整備事業
- ⑤ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業
- ⑥ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する地域福利増進事業のうち同法に規定する使用権設定土地において行うもの

工事着手後 現場での標識掲出

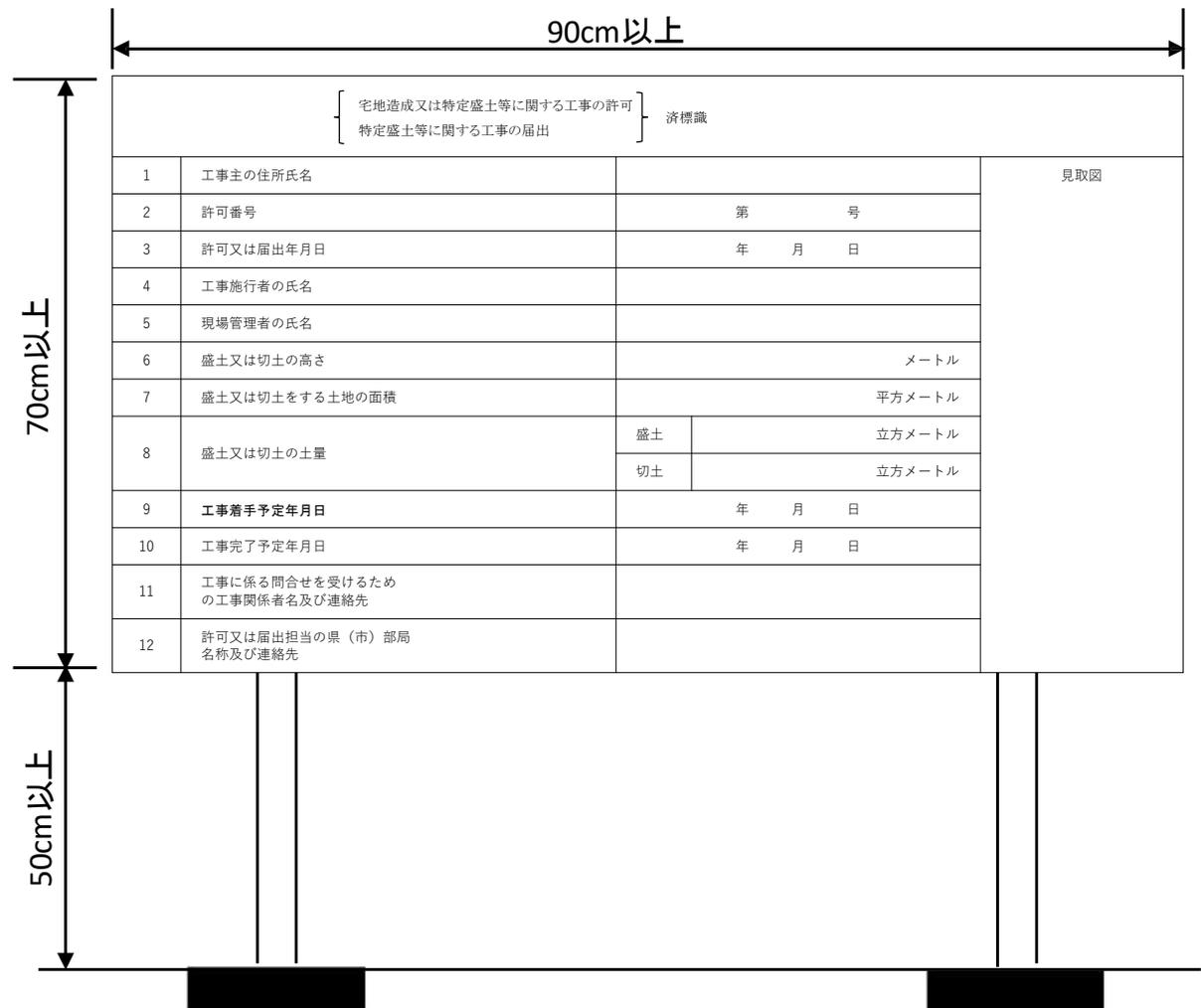
みなし許可にも適用

工事着手にあたり、工事現場の見やすい場所に、当該工事に係る許可を受けている旨を表示(※)するための標識を設置する必要がある。

※特定盛土等規制区域において届出済みである旨の表示を含む。

【参考】

- ・旧法では、本県の規則により許可証の掲示義務あり
- ・改正法においては、省令に定められた様式(右図)による標識とする必要がある



工事着手後 中間検査

みなし許可にも適用

工事完了後に確認困難となる工程について、工程後に中間検査を実施。

◆中間検査の規定

行為	検査を要する規模	対象工程	申請時期(※1)
土地の 形質変更	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に 行って、高さ5m超の 崖(①②を除く) ④盛土で高さ5m超 (①③を除く) ⑤盛土又は切土の面積 3,000㎡超 (①～④を除く)	地下水排除工(暗渠排水管)を 設置する工程	地下水排除工の設置完了 から4日以内

(※1) 中間検査申請についても、手数料が必要となる。

工事着手後 定期報告

みなし許可にも適用

工事の施行状況について、3ヶ月ごとに報告。

◆定期報告の規定

行為	報告を要する規模	報告事項(※1)	報告の期間(※2)
土地の形質変更	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①②を除く) ④盛土で高さ5m超(①③を除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	○報告の時点における次の事項 ・盛土又は切土の高さ ・盛土又は切土の面積 ・盛土又は切土の土量 ・擁壁等に関する工事の施行状況	許可日から3か月ごと
土石の堆積	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	○報告の時点における次の事項 ・土石の堆積の高さ ・土石の堆積の面積 ・堆積されている土石の土量 ○前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	

(※1) 報告の時点における盛土等を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真の添付が必要。

(※2) 許可日から3ヶ月以内に工事が完了する場合は、定期報告は不要。

工事着手後 計画変更

許可を受けた者は、工事の計画を変更しようとするときは、変更許可申請書を提出し、事前に許可を受けなければならない。

➡ 工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類・図面等を添付

ただし、省令で定める軽微な変更の場合は、届出でよい。

◆軽微な変更

行為	軽微な変更該当する内容
土地の形質変更	・工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更 ・工事着手予定年月日、工事完了予定年月日の変更
土石の堆積	・工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更 ・工事予定期間(着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう)の変更(変更後の工事予定期間が変更前の工事予定期間を超えないものに限る)

※変更許可申請についても、手数料が必要となる。

なお、軽微な変更の届出については、手数料は不要。

工事完了 完了検査

許可を受けた工事が完了したときは、完了検査(※)を実施。

(※)土石の堆積の場合は、堆積した全ての土石が除却されたことの「確認」

◆完了検査又は確認の規定

行為	区分	交付される書類	申請時期
土地の 形質変更	検査	検査済証	工事完了から4日以内
土石の堆積	確認	確認済証	

◆検査項目の例(※1)

各項目について、目視や書類、写真(※2)等により確認する。

- ・盛土の高さ、勾配等
- ・切土の高さ、勾配等
- ・擁壁の各部寸法、配筋状況等
- ・排水施設の配置、構造等

(※1)上記項目は、代表的なものを記載したものであり、全ての検査項目を網羅するものではない。

(※2)少なくとも次ページに示す工程ごとに写真を撮影し、検査員の求めに応じ提出できるようにすること。

工事が次の工程に達したときは、工事写真を撮影して工程の順に整理し、検査員の求めに応じて、確認又は提出ができるようにしておくこと。

- ・着工前・着工後の区域全景
- ・施工状況
- ・堆積状況
- ・出来形 等

盛土規制法と都市計画法の関係（みなし許可）

開発許可（都計法第29条第1項又は第2項）を受けたものは、**盛土規制法の許可を受けたものとみなされる**（みなし許可）ため、盛土規制法における許可申請等の手続きは不要。

○**開発許可時**：盛土規制法の技術的基準への適合が求められる。
⇒都市計画法第33条第1項第7号の基準（※）

（※）ただし、以下のものは適合すべき基準には含まれていないため、盛土規制法ではなく、都市計画法の基準に基づき審査される。

- ・工事主の資力・信用
- ・工事施行者の工事完成能力
- ・土地所有者等の同意

○**開発許可後**：ただし、以下の盛土規制法の規定の適用を受けるため、盛土規制法の手続きは必要。

- ・現場での標識掲出
- ・中間検査、定期報告
- ・盛土規制法の是正措置と罰則

盛土規制法の**許可を受けた工事主に対して課される手続き**であり、**許可を受けたものとみなされている場合にも適用**を受ける。

※なお、盛土規制法に基づく周辺住民への事前周知については、盛土規制法の許可を申請するときに必要な手続きであるため、開発許可を申請するときには適用しない。

開発許可（盛土規制法みなし許可）の場合の中間検査、定期報告の窓口

開発許可を受けた建築事務所又は権限移譲市が窓口となりますので、ご注意ください。

窓 口	所 管 区 域	連 絡 先
岐阜・西濃 建築事務所	<u>岐阜地区</u> 羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡 <u>西濃地区</u> 海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡	住所：大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎内 電話：0584-73-1111
中濃 建築事務所	<u>中濃地区</u> 関市、美濃市、美濃加茂市、郡上市、加茂郡、可児郡	住所：美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂総合庁舎 電話：0574-25-3111
東濃 建築事務所	<u>東濃地区</u> 中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市	住所：多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎 電話：0572-23-1111
飛騨 建築事務所	<u>飛騨地区</u> 飛騨市、下呂市、大野郡	住所：高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎 電話：0577-33-1111

市	担当課	所在地	電話
大垣市	都市計画部建築指導課	大垣市丸の内2-29	0584-81-4111
多治見市	都市計画部開発指導課	多治見市日ノ出町2-15	0572-22-1111
各務原市	都市建設部都市計画課	各務原市那加桜町1-69	058-383-1111
可児市	建設部建築指導課	可児市広見1-1	0574-62-1111
高山市	都市政策部建築住宅課	高山市花岡町2-18	0577-32-3333

技術的基準について

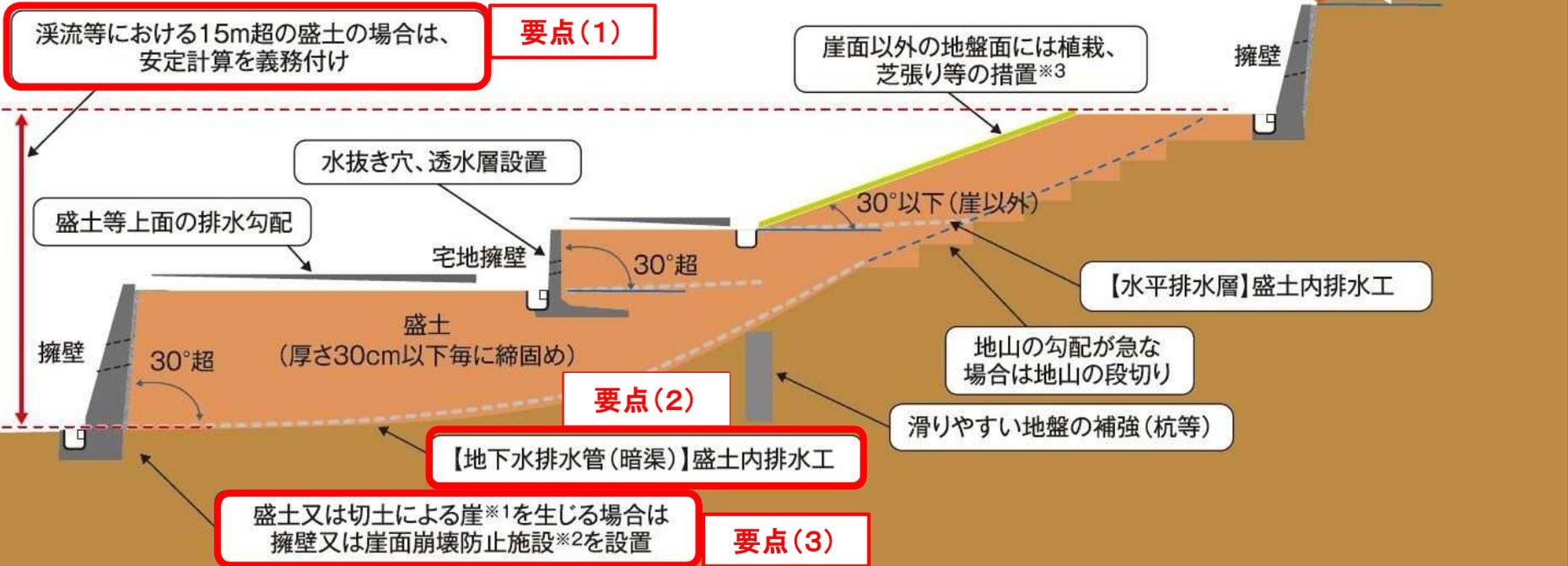
岐阜県 都市建築部 建築指導課 盛土規制係

土地の形質の変更(盛土・切土)

◆イメージ図(盛土)

- ・谷埋め盛土等の崩壊のリスクが高い盛土の場合は安定計算により安全を確認することを求める。
- ・特に、山間部における河川の流水が継続して存する土地等(溪流等)における15m超の盛土の場合は、安定計算を行うことを政令で義務付け。

具体的には、「技術的基準ガイドライン」をご確認ください。



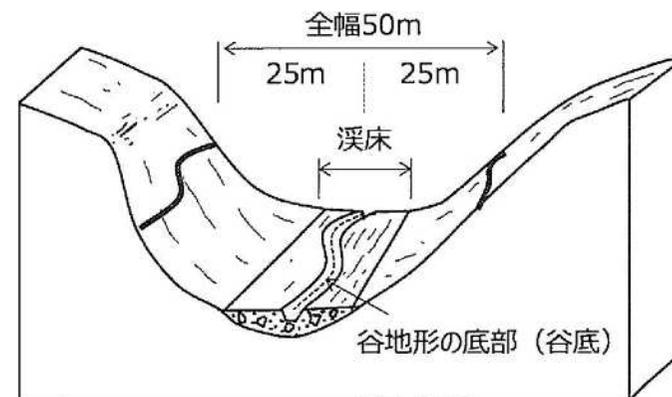
※1:「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいう。
 ※2: 建築物を建築する宅地等の地盤の変形が許容されない土地には、崖面崩壊防止施設は適用できない。
 ※3: 道路の路面の部分その他の植栽、芝張り等の措置の必要なことが明らかな地盤面を除く。

土地の形質の変更(盛土・切土)

要点(1) 盛土の安定計算

○溪流等における高さ15m超の盛土の場合、安定計算が必要

溪流等の範囲: 溪床勾配10度以上の勾配を呈する谷地形であり、
その底部の中心線からの距離が25m以内



溪流等の概念図

※なお、溪流等においては、盛土の高さによらず、地下水排除工の設置が必要

要点(2) 地下水排除工(暗渠排水管)

○原地盤の谷部や湧水等の顕著な箇所を対象に樹枝状に設置することを基本とする。

○地下水排除工は、施工後に確認することのできない、盛土の中に埋設する排水施設である。



中間検査の対象工程としての位置付けあり(一定規模以上の工事の場合)

土地の形質の変更(盛土・切土)

要点(3) 崖面崩壊防止施設

○擁壁の適用に問題がある場合(※)に、擁壁に代えて設置するものである。

(※)地盤の変動又は地下水の侵入のおそれがあること等により、擁壁の機能及び性能の維持が困難な地盤条件を有する場合等

◆崖面崩壊防止施設の代表工種

工種名	鋼製枠工	大型かご枠工	ジオテキスタイル補強土壁工
イメージ写真			
変形への追従性	中程度	高い	中程度
耐土圧性	相対的に小さい土圧		相対的に中程度の土圧
透水性	高い		中程度

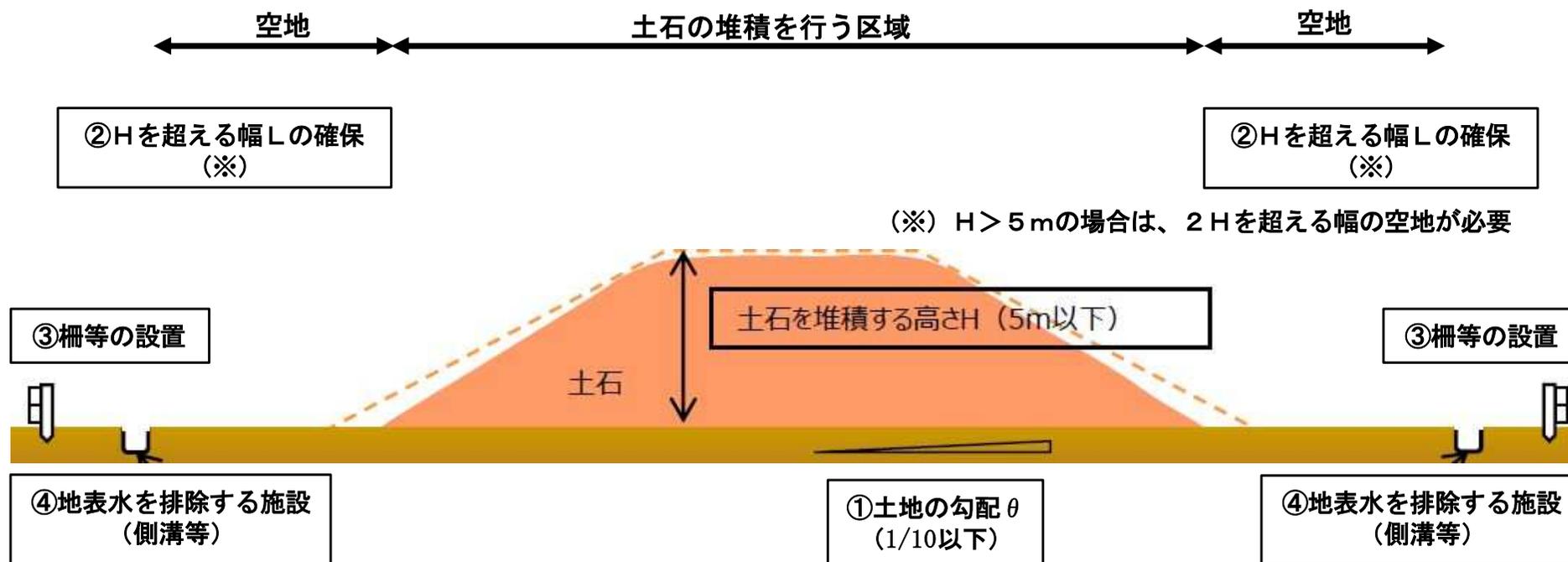
※工種により地盤への変形への追従性や透水性が異なるため、崖面の特性に応じて選定する。

○建築物を建築する宅地等の地盤の変形が許容されない土地には適用できない。

⇒従来どおり擁壁を適用 (なお、擁壁に係る技術的基準は、従来水準と同等を想定)

一時的な土石の堆積

◆イメージ図(基本形)



- ① 土石を堆積する土地の最大勾配を10分の1以下とすること
- ② 堆積した土石の周囲に所定の幅の空地を設けること
- ③ 堆積した土石の周囲に柵等を設けること
- ④ 堆積した土石の周囲に側溝等の地表水を排除する施設を設置すること

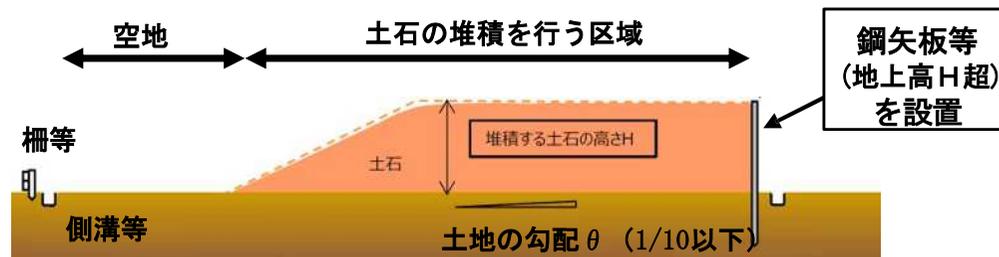
堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置(省令で定める措置)を講じる場合は適用除外

一時的な土石の堆積

◆堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置(省令で定める措置)の代表事例

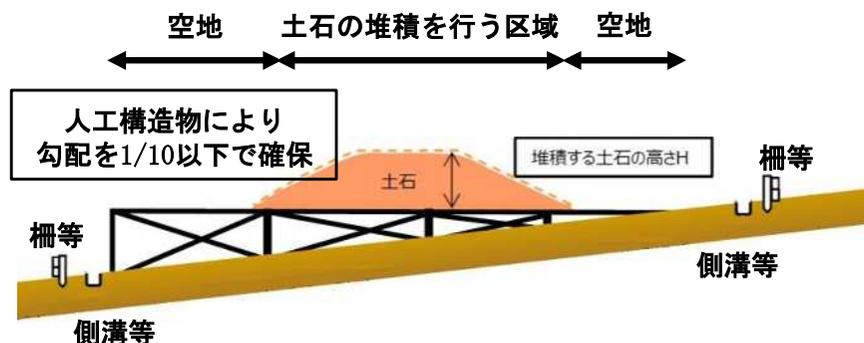
A) 鋼矢板等の設置

- ・土石を堆積する高さを超える鋼矢板や擁壁に類する施設等を設置する。



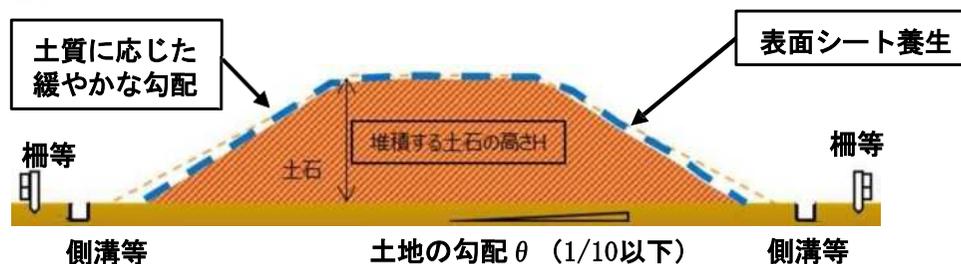
B) 構台等の設置

- ・構台等の土石の堆積を行う面を有する堅固な構造物を設置する。
- ・土石を堆積する面(空地を含む)の勾配は10分の1以下を確保する。



C) 堆積勾配の規制及びシート等による保護

- ・堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積する。
- ・降雨等による侵食を防ぐために、堆積した土石を防水性のシート等で覆い表面を保護する。



※鋼矢板等、構台等は、想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか必要に応じて重機による積載荷重に耐えうる構造で設計する。

その他

- 岐阜市内における盛土等について（盛土規制法） 資料 6 -1
 - 開発許可事務の手引きの改正について 資料 6 -2
 - 危険な盛土等の情報提供 資料 6 -3
-

岐阜市内における盛土等について (盛土規制法)

岐阜市 まちづくり推進部
建築指導課 開発・盛土指導室

はじめに

- 中核市である岐阜市は、岐阜県と同様の法定権限を有しているため、**岐阜市内の盛土規制法に関する運用は「岐阜市」**で行います。
- 岐阜市においても**2025年(令和7年)4月1日に規制区域を指定し、盛土規制法の運用を開始します。**
- 運用は、岐阜県と岐阜市で大きな差が生じないように、調整を行い準備を進めています。
- 説明内容は、岐阜県と同様に、現時点での内容となっており、今後、運用開始までに変更する可能性があります。
- 岐阜市の盛土規制法に関する最新の情報や詳細な内容につきましては、**岐阜市ホームページ**に随時掲載していますのでご確認ください。
- 本日の内容は、**岐阜県との主な相違点**について説明するものです。

(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）の概要

資料 1

(2) 盛土規制法に基づく規制区域の指定について

資料 2

- ① 区域指定の流れ
- ② 岐阜市の規制区域

説明箇所

(3) 盛土規制法の規制対象について

資料 3

- ③ 区域指定の際に既に行われている工事の届出
- ④ 規制区域の指定日前後の許可手続き等の取扱い

説明箇所

(4) 申請手続きについて

資料 4

- ⑤ 担当窓口
- ⑥ 手続きの流れ
- ⑦ 手数料

説明箇所

(5) 技術的基準について

資料 5

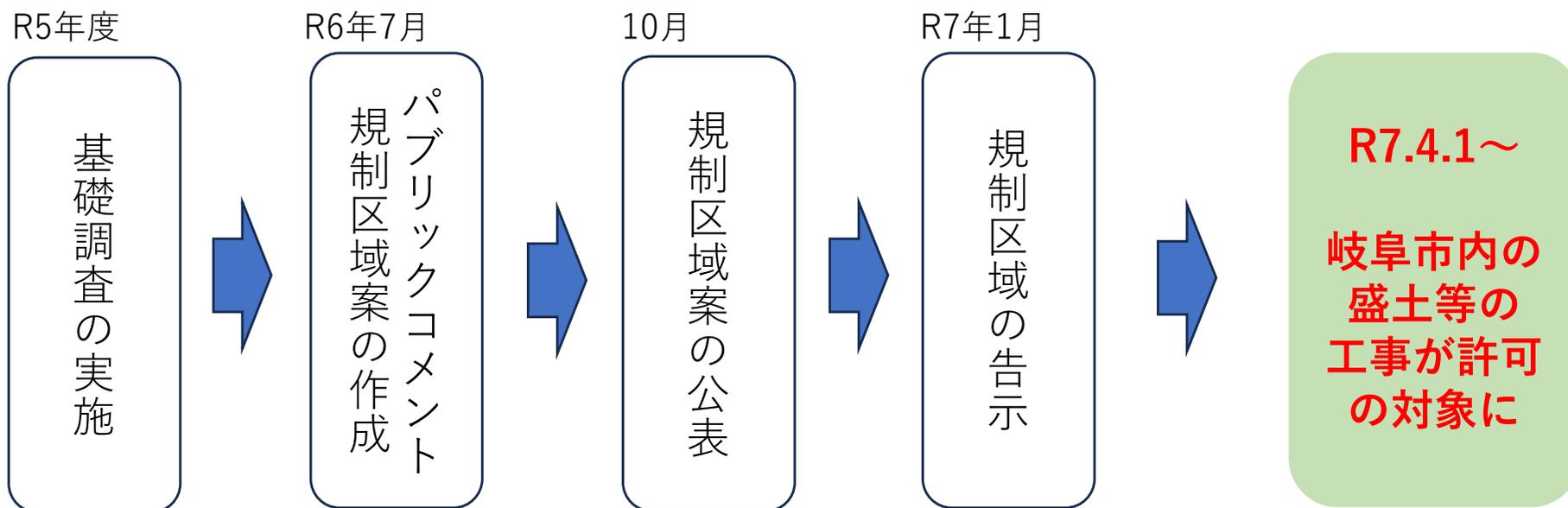
(2) 盛土規制法に基づく規制区域の指定について

説明箇所 ① 区域指定の流れ

[岐阜県資料P10]

中核市である岐阜市は、区域指定の法定権限を有し、岐阜市内での指定等を行う。

<岐阜市の対応>



○リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域とする

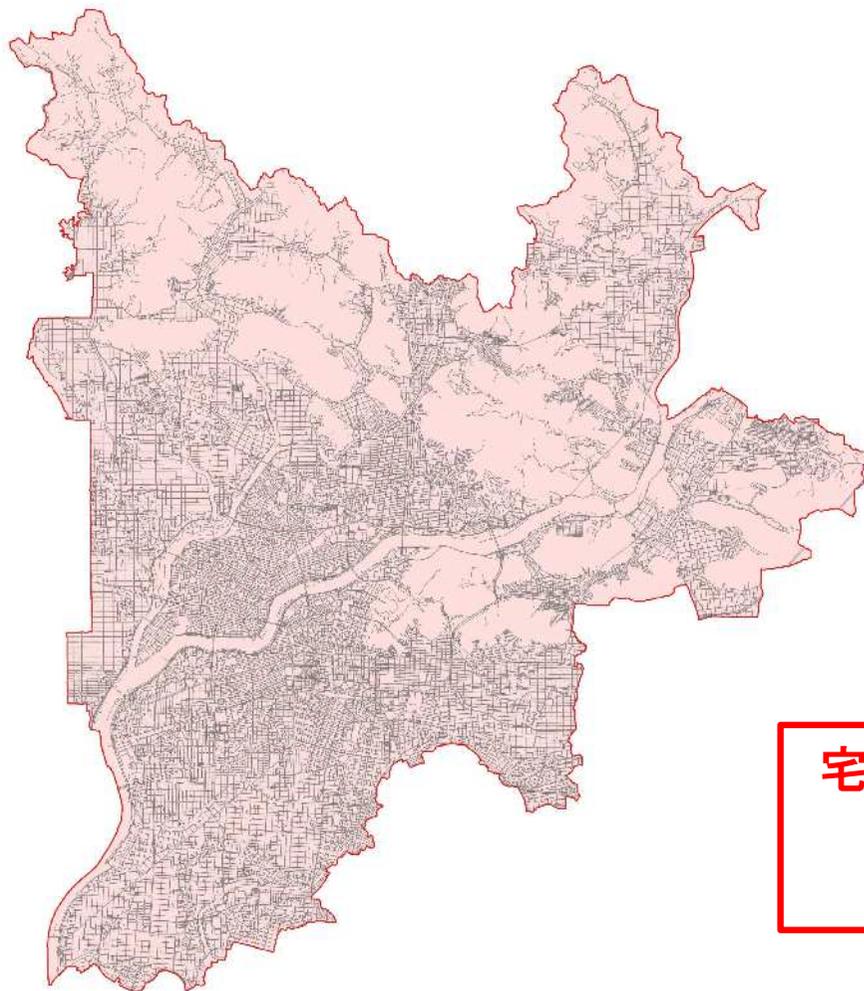
(2) 盛土規制法に基づく規制区域の指定について

説明箇所 ② 岐阜市の規制区域 (2025年1月14日告示)

2025年4月1日 運用開始

[岐阜県資料P11]

岐阜市全域 宅地造成等工事規制区域



宅地造成等工事規制区域

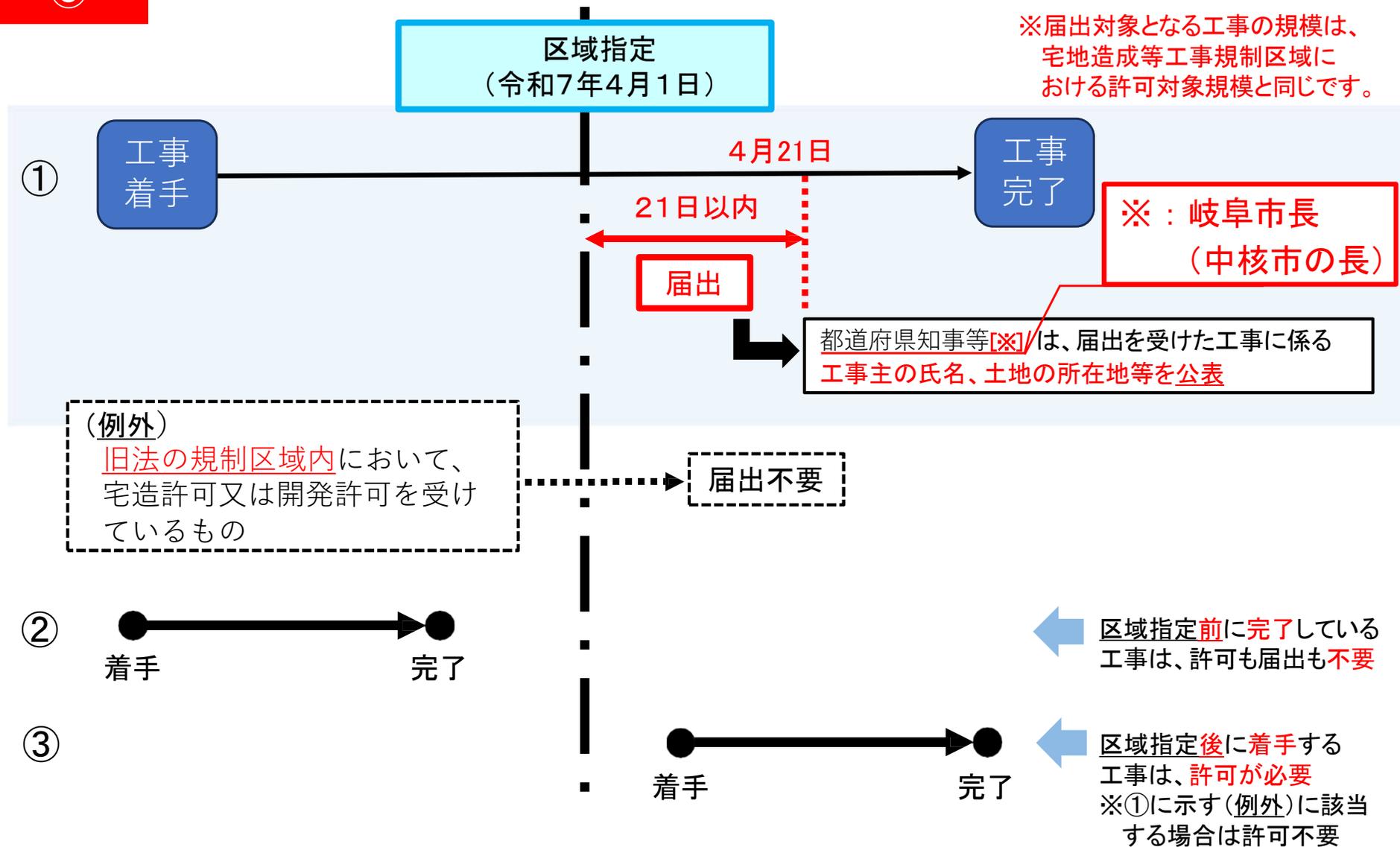
市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

※ 特定盛土等規制区域の指定なし

(3) 盛土規制法の規制対象について

説明箇所 ③ 区域指定の際に既に行われている工事の届出

[岐阜県資料P23]



※一定規模以上の工事の場合、届出書には、当該工事に係る写真及び図面(位置図、地形図、土地の平面図)の添付が必要となる。

(3) 盛土規制法の規制対象について

説明箇所 規制区域の指定日前後の許可手続き等の取扱い [岐阜県資料P24]

④

旧宅造法※1に基づく規制区域	旧宅造法※1の許可(宅造許可)又は都市計画法の開発許可(開発許可)の状況	規制開始前の工事着手状況※2	盛土規制法の許可等
規制区域外	宅造許可・開発許可の対象外	着手済み	R7.4.21までに届出が必要
	盛土規制法に基づく規制開始前(R7.3.31)の時点で開発許可を取得済み	着手済み	R7.4.21までに届出が必要
		未着手	許可等が必要
	盛土規制法に基づく規制開始後(R7.4.1)に開発許可を取得	未着手	不要※3
規制区域内 (岐阜市の一部)	宅造許可・開発許可の対象外	着手済み	R7.4.21までに届出が必要
	盛土規制法に基づく規制開始前(R7.3.31)の時点で宅造許可を取得済み	着手済み 未着手	不要
	盛土規制法に基づく規制開始(R7.4.1)時点で宅造許可を申請中(未許可)	未着手	許可等が必要
	盛土規制法に基づく規制開始前(R7.3.31)の時点で開発許可を取得済み	着手済み 未着手	不要
	盛土規制法に基づく規制開始後(R7.4.1)に開発許可を取得	未着手	不要※3

※1) 宅地造成等規制法(盛土規制法に改正する前の法令)

※2) 工事現場における地盤の掘削など「土地の形質の変更」や「土石の堆積」が行われた状態であり、請負契約の締結や資材の搬入等は「工事着手」とみなしません。

※3 盛土規制法の許可を受けたものとみなされるため、中間検査や定期報告等が必要となります。

(4) 申請手続きについて

説明箇所

許可申請

担当窓口

[岐阜県資料P28]

⑤

○岐阜市への申請は**書類での申請**【※】となります。

※ 電子申請 (Logoフォーム) 未対応

○「審査」、「中間・完了検査」、「定期報告」の**申請窓口は岐阜市**になります。

窓 口	連絡先
岐阜市 まちづくり推進部 建築指導課 開発・盛土指導室	住所: 岐阜市司町40 庁舎17階 電話: 058-214-4509

説明箇所

許可申請

手続きの流れ

[岐阜県資料P29]

⑥

<書類申請>



説明箇所

許可申請

手数料

[岐阜県資料P30~32]

⑦

現在、手続き中

岐阜市内における盛土規制法の相談について

相談は、随時、個別に対応しますので、

岐阜市 まちづくり推進部

建築指導課 開発指導室にお尋ねください。

岐阜市内における盛土規制法に関する情報は、
岐阜市ホームページに随時掲載していますので、ご確認ください。

<https://www.city.gifu.lg.jp/info/machizukuri/1008055/1025292/index.html>



開発許可事務の手引きの改正について

岐阜県 都市建築部 建築指導課 建築物地震対策推進係

開発許可事務の手引きの改正について

主な改正内容	施行時期
<p>【第1節 許可基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画法の改正に伴う条項ずれ、解説の修正 (申請者の資力・信用及び工事施工者の能力について、盛土規制法のみなし許可の場合は規模等に関わらず審査対象) 	<p>令和7年4月1日</p>
<p>【第5節 排水施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 降雨強度式の見直しに伴う各所数値の修正 	<p>令和7年4月1日</p> <p style="text-align: center;">〔 経過措置期間 〕</p> <p style="text-align: center;">令和7年4月1日</p> <p style="text-align: center;">?</p> <p style="text-align: center;">令和7年9月30日</p>
<p>【第8節 造成工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> 許可基準は盛土規制法の技術的基準を適用することとし、開発許可の独自基準以外を削除 設計者の資格に関する記述を追加 災害ハザードエリアに関する基準（第8号）を第9節に移設 工事施行中の防災措置は盛土等防災マニュアルを準用することとし、具体的な記述を削除 	<p>令和7年4月1日</p>
<p>【第9節 開発不適区域の除外】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害ハザードエリアに関する基準（第8号）を第8節から移設 	<p>令和7年4月1日</p>

危険と感じる盛土等がありましたら、情報提供をお願いします。

◆危険な盛土等の例(参考)



崩れた際に近隣の道路・建物等に影響を及ぼしそうな程に、土が高く盛られている。



斜面が削れて、地面が剥き出しになっており、崩れそうである。

写真の出典: 不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン
(国土交通省HP: <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>)

最後に

本日の説明会の内容について質問等がありましたら、[Logoフォームにて](#)
[にて提出](#)してください。

URL: <https://logoform.jp/form/T8mB/873589>



盛土規制法に関する情報は、建築指導課ホームページに随時掲載して
いますので、ご確認ください。
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/359943.html>)

ご清聴ありがとうございました。